

2009.2.24 京都工芸繊維大学職員組合発行

<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kitunion/>

2009 年労使協議内容シリーズ(4)

半日単位の年次休暇の取得単位 当面続行へ

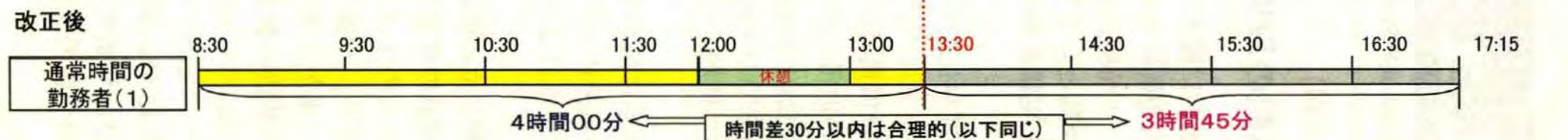
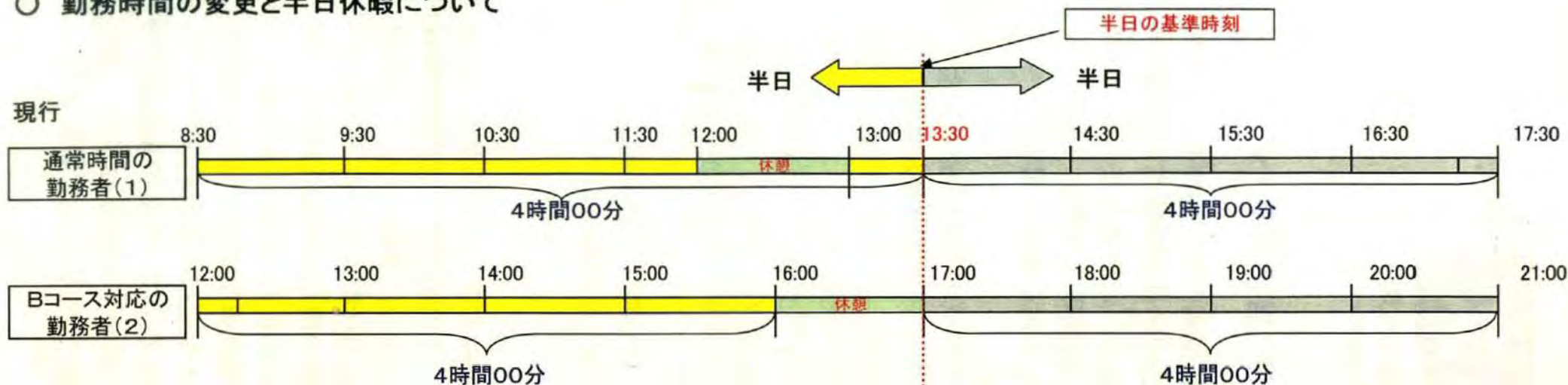
第 38 号で‘半日休暇’の取り扱いに関する労使協議内容の途中経過を報告しました。法人側から示された当初案においてこの半日休暇は廃止される予定でしたが、**組合側からの要望で当面続行されることに決まりました。**ただし、この事案については我々組合員としても「1 時間単位の年次（有給）休暇の取得」に関する以下の経緯と現状を再確認しておく事は有用です。

- (1) 我々が国家公務員の時は 1 時間単位での年次休暇の取得が可能だった。
- (2) 労働基準法により休暇の取得単位は 1 日または半日単位のみとされる。
- (3) したがって、我々のような承継職員（国家公務員→法人職員となった者）は、1 時間単位での年次休暇の取得は法律上不可能となる。
- (4) それにも拘らず、本学法人は独法化当初から 18 年度までやむを得ない理由がある場合に限り 1 時間単位での年次休暇を認めていた。
- (5) ところが、これは労働基準法に抵触していると本学が労基署から指導を受けるに至る。
- (6) そこで、19 年度に労基法第 39 条に規定する年次休暇の日数を超えて付与された休暇、つまり有給の繰越分に対してのみ 1 時間単位の休暇を認めるという内容で就業規則が変更される。

このように、公式には現在 1 時間単位の年次休暇は存在していません。しかしながら、実態としては多数の職員の要望により各現場部署の勤務時間管理員のマニュアルに基づき、**本人からの申請がある場合は依然として 1 時間単位での年次休暇が容認されています。**つまり、半日休暇はその存在意義が実質的に失われてしまっています。また、半日休暇の廃止が提案された別の背景として、2 ヶ月前に行われた労基法の改正があります。それにより**22 年度からは 5 日間分の年次休暇については 1 時間単位での取得が合法的となります。**したがって、見出しの‘当面’とは 1 年間になる見込みです。

なお、1 日の勤務時間が 7 時間 45 分に短縮されるので、半日の単位は 3 時間 52 分 30 秒になるという訳ではありません。**4 時間と 3 時間 45 分の 2 種類**となり**通常時間勤務者以外は午前午後の交換可能**です。裏面をご参照下さい。

○ 勤務時間の変更と半日休暇について



以下の勤務は、休憩時間で区切られた前後の勤務時間の全部を休む場合は、半日となる。

